

美濃加茂市人権施策推進指針（案）

思いやりの心にあふれた

人を大切にするまちづくり

美濃加茂市

目次

第1章 指針の策定にあたって

1	背景	1
2	趣旨	1
3	基本理念	3
4	指針の位置づけ	5
5	推進の体制	5
6	指針の推進期間	5

第2章 人権施策の推進

1	人権尊重の視点に立った行政運営	6
1.	人権に配慮した職務の遂行	
2.	横断的な施策の展開	
3.	協働による推進	
4.	新しい情報の把握と施策の点検・見直し	
2	人権教育・人権啓発の推進	7
1.	人権教育の推進	
(1)	学校教育	
(2)	社会教育	
2.	人権啓発の推進	
3.	特定の職業に従事する者に対する研修	
3	分野別人権施策の推進	10
1.	女性	
2.	子ども	
3.	高齢者	
4.	障がい者	
5.	同和問題	
6.	外国人	
7.	インターネットによる人権侵害	
8.	その他の人権問題	

第3章 市民・企業の協力

1	市民	17
2	企業	17

主な法律・計画	18
---------	----

第1章 指針の策定にあたって

1 背景

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と掲げた「世界人権宣言」が、昭和23年（1948年）12月に国際連合において採択されました。

その後、「世界人権宣言」が実効あるものとするため、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

平成6年（1994年）には、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権問題に対する取り組みが開始されました。そして、その最終年次である平成16年4月の国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育のための世界プログラム」に関する決議が採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

国においては、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民の基本的な人権を保障する。」とした日本国憲法に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、諸制度の整備や各種施策が進められてきました。

平成9年（1997年）「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みの強化、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等を重要課題として積極的に取り組むこととしています。

そして、平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権尊重社会の実現に向けて、国の責務が規定されるとともに、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の策定・実施が責務となりました。

岐阜県においても、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、平成15年（2003年）「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが行われてきました。しかし、今なお人権問題は発生しており、新たな人権問題への対応を含め、これまでの成果や課題を踏まえながら、平成20年（2008年）岐阜県人権施策推進指針（第一次改定）を策定し施策を積極的に推進しています。

2 趣旨

本市においては、昭和53年4月に、「美濃加茂市 市民憲章」を定め、いたわり合い、助け合って住みよいまちづくりを進めてきました。そして、平成元年3月には、「平和都市・健康都市宣言」を行い、相互理解を深め、すべての市民の心と体が健康で幸せな生活が保障されることに努めてきました。

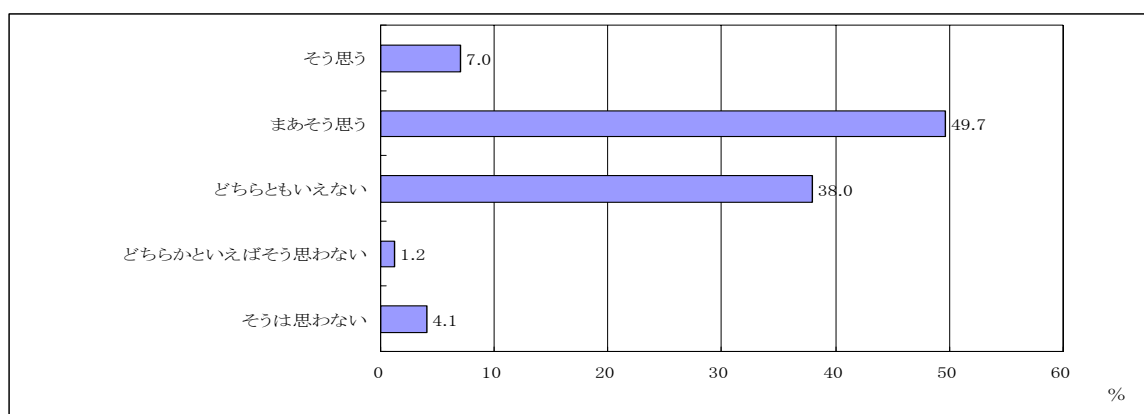
平成22年4月に策定された「美濃加茂市第5次総合計画」（以下「第5次総合計画」という。）では、10年後の将来像として「まあるいまち みのかも」を掲げ、市民一人ひとりがまちづくりの「主役」であると位置付け、みんながそれぞれの役割をもって、だれもが活躍できるまちづくりを進めることとしています。

平成 22 年 9 月「美濃加茂市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しましたが、市民意識調査 **資料 1**・**資料 2**によると今の美濃加茂市は人権が尊重されている社会であるかどうかについては、「そう思う」が 7.0%、「まあそう思う」が 49.7%という結果でした。約 4 割の方は、まだ自分の住んでいるまちは人権が尊重されているとは思っていないという結果でした。また、人権侵害を受けた内容については、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」28.6%、「差別待遇」14.3%、「名誉・信用の棄損、侮辱」10.7%、「職場での不当な待遇」10.7%となっており、今後も、人権が尊重された社会を実現するための取り組みが必要です。

こうした状況を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に規定された地方公共団体の責務に基づき、人権を尊重したまちづくりの実現に向けて、本市の人権施策を推進する上での基本的考え方、方向性を示すために策定しました。

■美濃加茂市は人権が尊重されている社会であるかどうか（1つだけ）

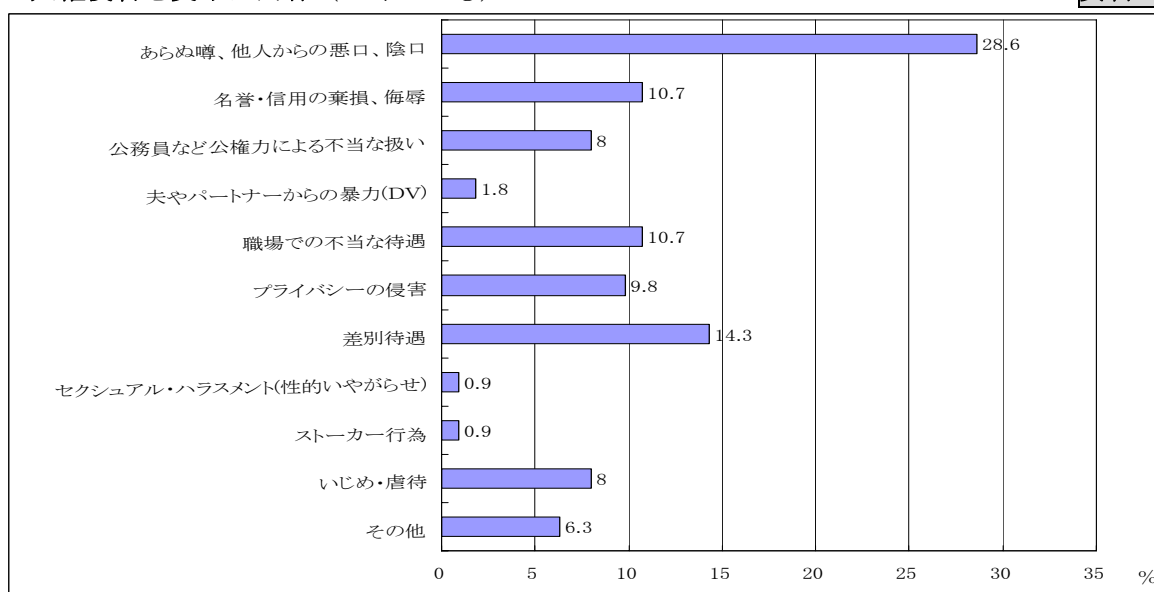
資料 1



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

■人権侵害を受けた内容（いくつでも）

資料 2



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

③ 基本理念

人権とは、人が人として尊重され、自由に幸福に生活していくために欠くことのできない大切な権利であり、日本国憲法では**基本的人権※1**として定められ、侵すことのできない永久の権利としてすべての人に保障され、すべての人は平等であるとしています。

市民意識調査 **資料3**・**資料4**によると、市民のみなさんの人権についてのイメージは、「平等」26.8%、「差別」と「自由」14.0%、となっています。また、市民一人ひとりが、人権を尊重し合うために心がけたり・行動すべきことについては、「因習や誤った固定観念にとらわれない」25.8%、「人権に関する正しい知識を身につける」22.7%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重する」21.0%、「地域の人々を大切にする」16.9%となっています。

第5次総合計画の将来像と基本理念を実現するために、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、お互いの人権を尊重することができる、人権尊重の意識が根づいた社会を市民とともにめざします。

そこで、本指針の基本理念を以下の通りとし、2つの目標を掲げます。

「思いやりの心」にあふれた、人を大切にするまちづくり

1. 自分らしく生きていけるまち

すべての人の権利と自由が保障され、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きていけるまちをめざします。

2. 思いやりをはぐくむまち

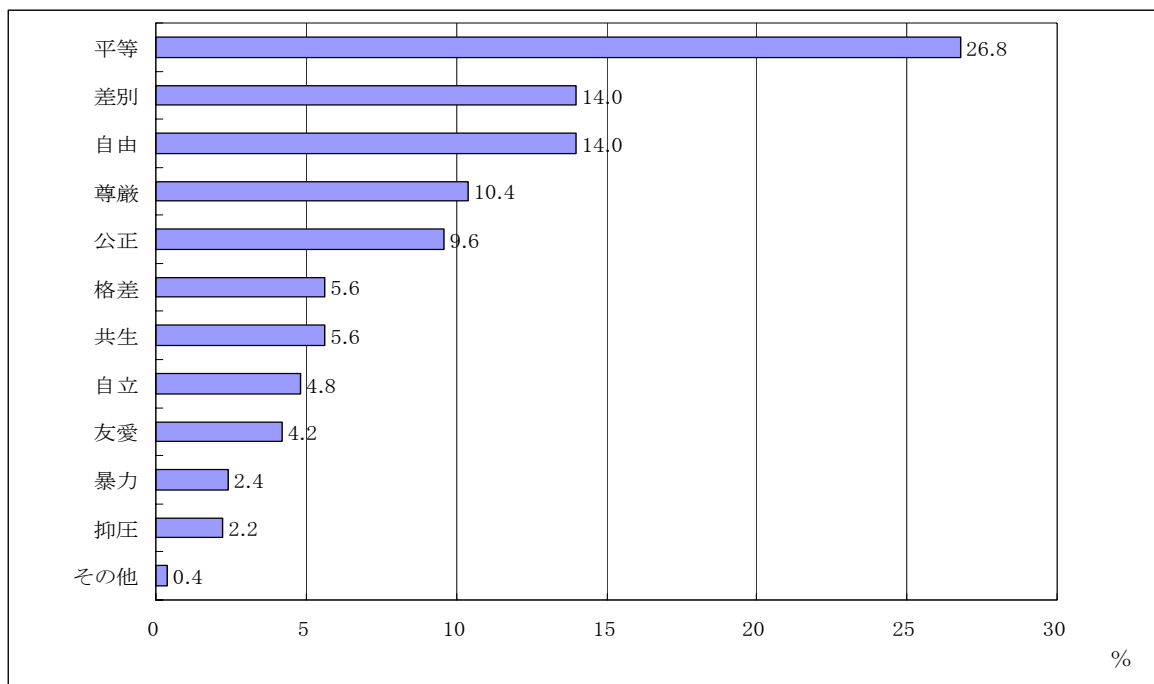
一人ひとりの人権に配慮され、健康で安心した生活を保障した誰に対しても思いやりをもって幸福に暮らすことができるまちをめざします。

基本的人権※1

日本国憲法によって、すべての国民に保障されている「基本的人権」のことで、一般的には「人権」と同義とされています。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定)では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸せな生活を営むために欠くことのできない権利である。」としています。

■「人権」から連想する言葉（いくつでも）

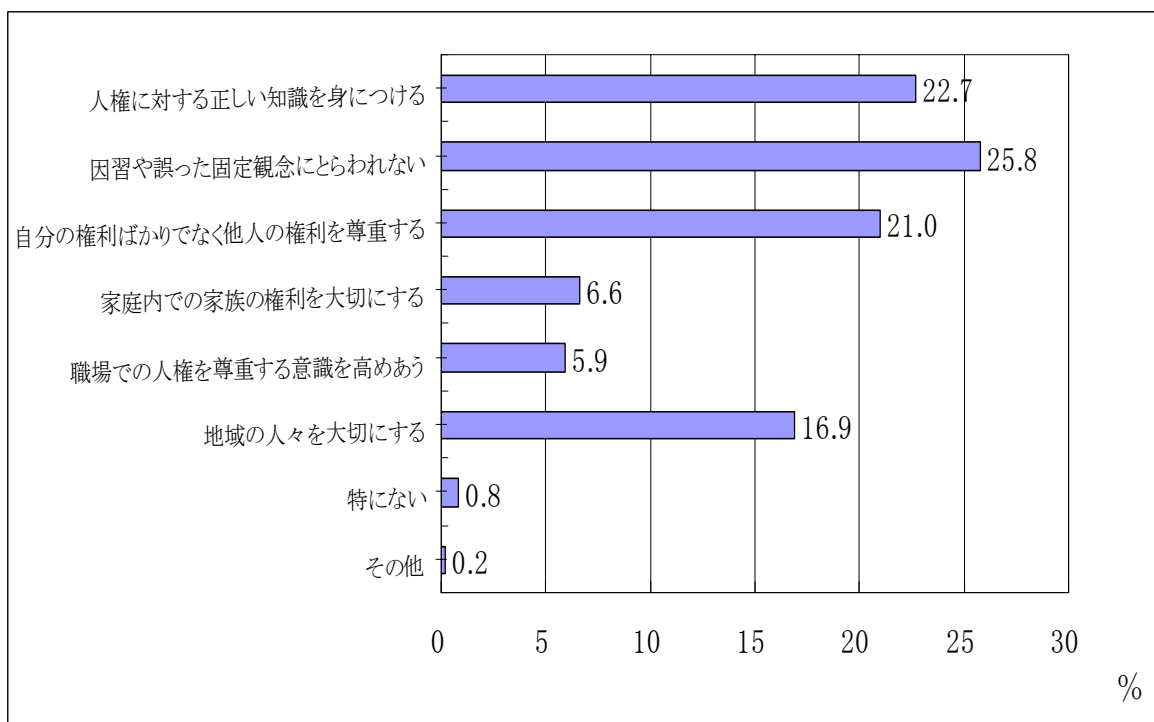
資料3



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

■市民一人ひとりが人権を尊重し合うために心がけたり、行動すべきこと（3つまで）

資料4



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

4 指針の位置づけ

本指針は、国が策定した「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を踏まえ、第5次総合計画が掲げる「将来もずっと輝き続けることができるまち」の実現をめざします。

また、本市が進める各種個別施策・今後策定される関連の各種個別計画についても、本指針との整合性に留意しながら、人権尊重の視点を盛り込むことで、人権に関する課題の解決に向け、全庁を挙げて総合的に取り組みます。

5 推進の体制

庁内組織である「美濃加茂市人権推進連絡協議会」、各部署とも相互の密接な連携のもと総合的・効果的に推進します。また、岐阜地方法務局美濃加茂支局管内の市町村および美濃加茂人権擁護委員協議会とともに組織する「美濃加茂人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめ、その他の関係機関と連携・協力するなかで、相互の協力体制を強化し、人権問題の解決に向けた取り組みを推進します。

6 指針の推進期間

この指針は、平成23年度を初年度とし、第5次総合計画（平成22年度から平成31年度）の目標年次である平成31年を最終年度とする9年間とします。ただし、人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化等に応じて弾力的に見直すものとします。

第2章 人権施策の推進

本指針の基本理念の実現を図るために、常に**人権尊重※2**の視点に立って行政運営を行うとともに、市民の参画と協働のもと地域社会全体で**人権施策※3**を推進します。

1 人権尊重の視点に立った行政運営

1. 人権に配慮した職務の遂行

だれもが安心した市民生活を営むためには、個人の尊重は欠くことのできないものです。職務の遂行にあたっては、人権尊重の視点に立ってあらゆる人たちのさまざまな人権に配慮し取り組んでいきます。

2. 横断的な施策の展開

人権問題は、ひとつの要因だけでなく、複数の要因を含んでいることもあることから、施策の展開にあたっては、各部署とも相互の密接な連携のもと、横断的に進めていきます。

3. 協働による推進

市民、企業、行政などが信頼関係を保ち、それぞれの持ち味を活かしながら、まちづくりへの参加・市政への参加を促進し、みんなが満足できる市民が主役のまちづくりを進めます。

4. 新しい情報の把握と施策の点検・見直し

施策の検討や推進にあたっては、市民の意見を取り入れたり、常に変化している国内外の動きに注意したり、常に新しい情報を的確に把握し、市民の視点や新たな視点で点検・見直します。

人権尊重※2

国の「人権教育・啓発の基本計画」（平成14年3月閣議決定）第3章の1で、人権尊重の理念について「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。としています。

人権施策※3

人権施策とは、基本理念としてめざす「思いやりの心にあふれた、人を大切にすまちづくり」の実現に向けて、総合的かつ効果的に取り組む諸施策のことをいいます。

2 人権教育・人権啓発の推進

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが重要であり、そのためには人権教育・人権啓発の果たす役割が極めて重要であるとされています。

人権教育・人権啓発の**基本理念※4**に基づき、あらゆる場を通じて、**具体的な事例※5**などを活用し人権教育・人権啓発を推進します。

1. 人権教育の推進

市民一人ひとりが、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中で生かしていくことが人権教育に求められています。

市民意識調査 **資料5**では、人権が尊重されるまちをつくるための取り組みについては、「家庭で幼児から(いのち)・(思いやり)の大切さなどを教える」が、29.9%と最も高く、次いで、「保育園・学校での人権教育を充実する」が19.7%、となっており、家庭・学校における人権教育への期待の高さが現れています。

(1) 学校教育

「**岐阜県人権同和教育基本方針**」に基づき、子どもたちの発達段階に応じながら、教育活動全体を通じて、生命の尊さやお互いを大切にす態度の育成など、子どもたちが健全な**人権感覚※6**を身に付けることができるよう取り組みます。

(2) 社会教育

生涯学習の視点に立って、あらゆる機会において、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活の中で、人権に関するさまざまな問題に気づき、人権を尊重することの大切さを理解し、自然に態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう取り組みます。

「人権教育及び人権啓発の基本理念」※4

国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年2月公布)第3条で、「国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを会得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性を旨として行なわなければならない。」としています。

「具体的な事例」※5

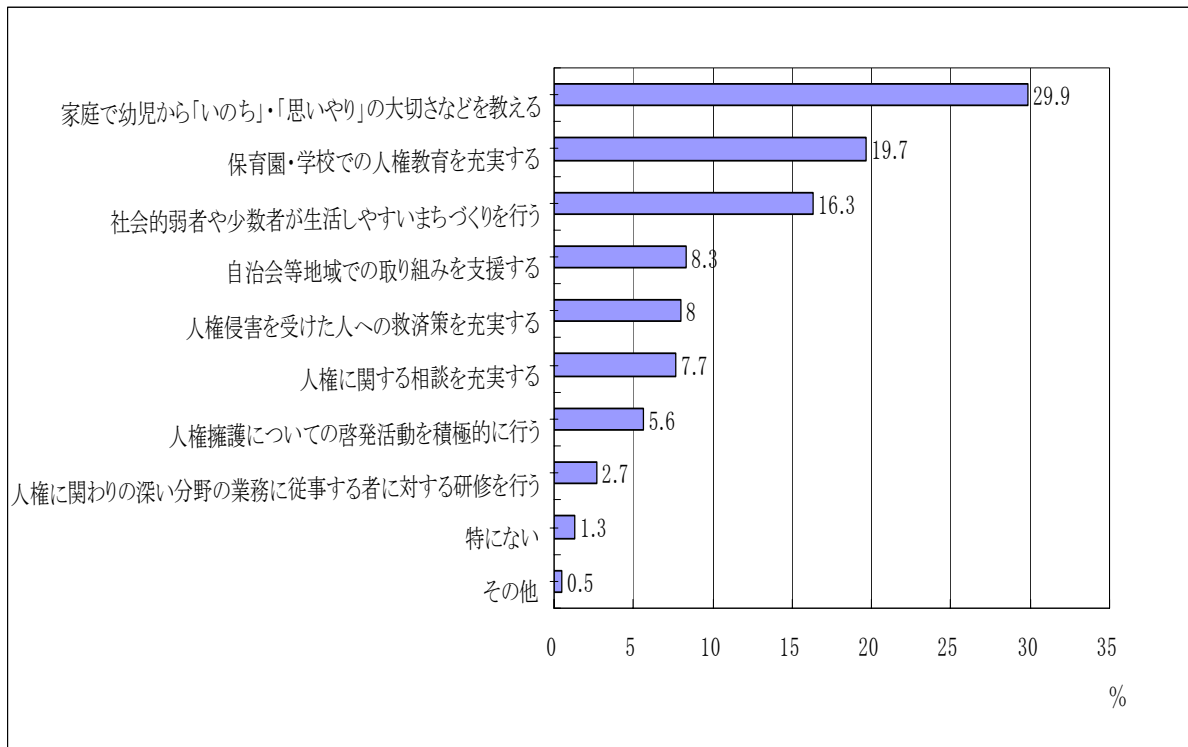
岐阜県の「人権啓発指導者マニュアル(改訂版)」で、具体的な事例とは、「参加者が地域社会で担っている役割や日々の仕事に直接関連した事例や事象」としています。

「人権感覚」※6

国の「人権教育・啓発の基本計画」(平成14年3月閣議決定)第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような感覚」を、「人権感覚」と言っています。

■人権が尊重されるまちをつくるために必要な取り組み（3つまで）

資料5



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

第2章 人権施策の推進

2. 人権啓発の推進

人権啓発がその効果を十分に発揮するためには、内容はもとより、実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが必要です。

市民意識調査 **資料6** では、人権問題の認識を深めるための効果的な啓発方法については、「テレビ・ラジオを活用した啓発」が、35.5%と最も高く、次いで、「市の広報紙による啓発」が22.4%となっており、メディアを通じた啓発の重要性を感じる人が多くなっています。

(1) 内容

人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ・大切さ、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であることなどを真に実感できるような啓発に努めます。

(2) 方法

「法の下での平等」、「個人の尊重」といった一般的な視点からのアプローチも重要であるが、市民に親しみやすく、分かりやすいテーマや表現を用いるなどさまざまな創意工夫が必要です。

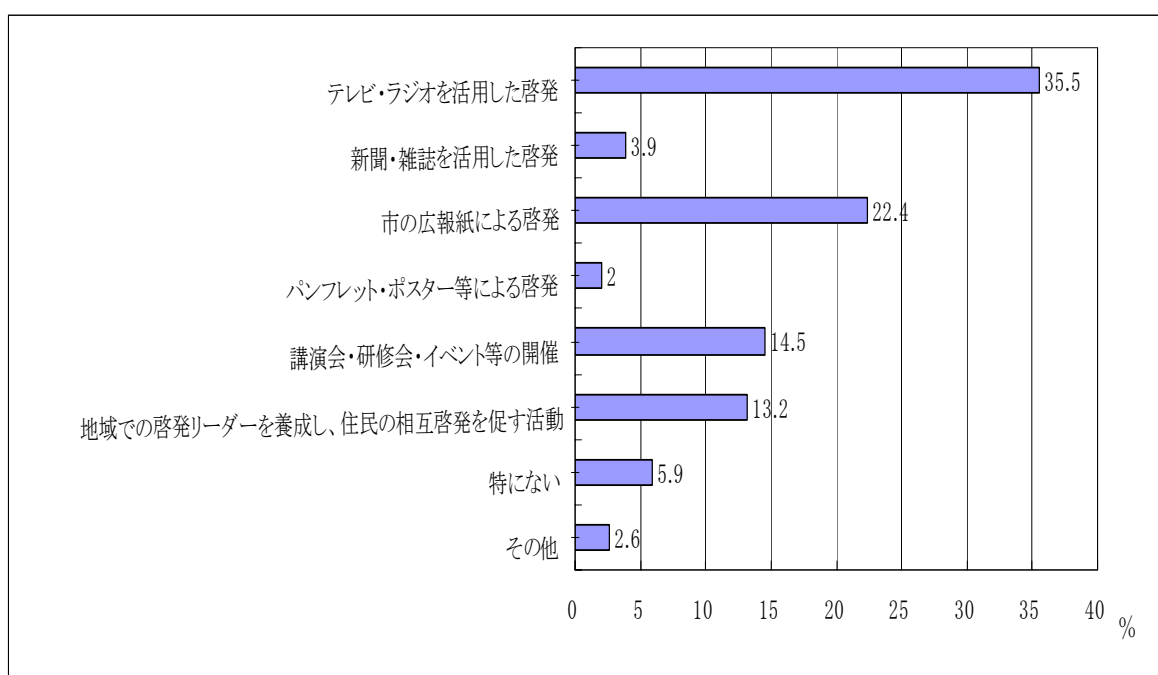
また、市民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという視点から、対象者の理解度に合わせた啓発、具体的な事例を活用した啓発、参加型・体験型の啓発などに努めます。

3. 特定の職業に従事する者に対する研修

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）がそれぞれの業務において適切に対応ができるよう、自らの人権意識を高めることが必要です。

■人権問題について理解を深めるための効果的な啓発の方法（1つだけ）

資料6



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

3 分野別人権施策の推進

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画のなかで示されている、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の個別の課題に対して、人権尊重の視点から取り組んでいきます。

1. 女性

(1) 現状と課題

国においては、昭和 60 年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定等の法整備が進められ、平成 11 年「男女共同参画社会基本法」の制定、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」の策定と、男女共同参画社会形成への取り組みが総合的・計画的に進められてきました。また、平成 13 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス）防止法」、平成 18 年「男女雇用機会均等法」など、さまざまな法律が整備され、社会制度上の男女平等と女性の人権保障制度が整いつつあります。

そして、平成 17 年の「第 2 次男女共同参画基本計画」に続き、平成 22 年「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、より実効性のあるアクション・プランとして、その取り組みの強化が図られました。

本市では、平成 15 年「みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、男女に限らず、すべての人がお互いの人権を尊重し合い、共に生きていくことができる社会を実現するため、講演会・講座等の開催、教育・学習の充実、外国人との共生などに取り組んできました。

しかし、現実には従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、就業の場や賃金格差など社会生活のさまざまな場面で女性が不利益を受けています。出産後の職場復帰が難しいこと、また、社会復帰できてもその後の子育てがほとんど女性中心であることなど、真に男女共同参画社会が実現されているとはいいがたい状況にあります。

(2) 今後の方向性

男女の人権尊重や男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みや支援とともに、固定的な役割分担意識を払拭し、女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で活躍できる環境の整備等のほか、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざし「第 2 次みのかも男女共同参画基本計画」（平成 22 年度～平成 31 年度）に基づき施策の推進に努めます。

■人権尊重意識の啓発

■男女間のあらゆる暴力の根絶

2. 子ども

(1) 現状と課題

子どもの人権については、昭和 22 年「児童福祉法」、昭和 26 年「児童憲章」などにおいて、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進等、子どもを権利の主体とする基本原理・理念が示されています。

少子化の進行や核家族化の進展、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子育て機能が低下しています。人と人との関係は希薄になり、子育てに不安を感じる親が増加したり、子どもの自立や共生の力を育む機会が減少し、保護者による子どもの虐待や体罰等、子どもの人権にかかわる問題が発生しています。

国においては、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」の改正などの法整備がされ、子どもを守り、成長を支える体制の整備が進められています。また、平成 15 年「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成 17 年 3 月に「美濃加茂市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て・仕事の両立支援を中心とする従来の施策に加えて、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する姿をめざして、家庭、地域、事業主、学校、行政などが協調し、社会全体で子どもたちの人権を守り、子どもたちが健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる教育環境の整備を図ってきました。

また、「国際人権規約」「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准している我が国では、就学を希望する外国人は、日本人と同様な教育を受けることができます。多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒の自立、自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が人権を基盤とする共生社会の一員としての自覚をもち、主体的に考え行動できる力を育てるために「外国人児童生徒教育基本方針」を策定し、その充実に努めてきました。

(2) 今後の方向性

今後はさらに、家庭や学校・地域が連携しながら、「みのかも教育 21FROM-0歳プラン」の推進を図るとともに、次代を担う子どもの育成や、子どもの人権が十分に保障される健全な環境づくりをめざし「美濃加茂市次世代育成支援行動計画」(後期行動計画)(平成 22 年度～平成 26 年度)に基づき施策の推進に努めます。

- 児童虐待防止
- 相談体制の整備
- 子育て家庭への支援

3. 高齢者

(1) 現状と課題

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進んでおり、平成 27 年には、4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な超高齢社会の到来が予測されています。本市の 65 歳以上の人口は、平成 23 年 1 月 1 日現在 10,396 人で、高齢化率は、18.85%となっており、今後も急速な高齢化とともに、高齢者の人権に関わる問題、特に身体的・精神的な虐待や財産権の侵害、社会参加の困難性、また、振り込め詐欺や住宅改修を名目とした詐欺行為など犯罪の対象とされがちな点などが指摘されています。

こうした中、国では「**高齢社会対策基本法**」、「**介護保険法**」、「**高齢者虐待防止法**」、「**高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」などの法整備が進められ、安心して生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に向けて、各種施策を講じています。

本市では、平成 21 年 3 月「**美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画**」を策定し、すべての高齢者が安心して過ごすことができ、自らの意志で老後の生活スタイルを選択・判断でき、誇りをもって自分らしく生きることができるまちづくりを進めています。

行政・市民・自治会・事業者・NPO・ボランティアその他関係団体が地域ぐるみで高齢者をささえ、健康づくりや生きがい活動、地域ケア体制の充実、介護予防と介護サービスなどの質的・量的な充実を図る一体的な取り組みが必要です。

(2) 今後の方向性

すべての高齢者が安心して過ごすことができ、自らの意志で老後の生活スタイルを選択・判断でき、誇りをもって自分らしく生きることができる社会をめざし「**美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画**」第 4 期(平成 21 年度～平成 23 年度)に基づき施策の推進に努めます。

- 高齢者への虐待の防止
- 自立、社会参加の支援
- 福祉サービスの提供

4. 障がい者

(1) 現状と課題

昭和 46 年に「知的障害者の権利宣言」、昭和 50 年に「障害者の権利宣言」が国連において採択され、障がいのある人の基本的人権と障がいのある人にかかわる問題について、障がいのある人も障がいのない人も同じように地域でともに暮らすことができる社会をめざした、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されました。

国においては、平成 16 年に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由として差別をすることや、権利利益を侵害する行為をしてはならないことが明記されるとともに、平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、障がい（身体、知的、精神）の制度格差を解消し、障がい者が安心して暮らせる地域社会を実現していくことが規定されました。

しかし、今日の社会には、依然として障がいのある人に不便となるものが多いというのが実状です。

本市では、市民一人ひとりが障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が自らの考えと判断により、地域社会の中で普通に暮らせるまちにするため啓発活動の実施と教育を実施していますが、まだ障がい者への偏見や誤解があり、障がい者の自立や社会参加を困難にしています。

(2) 今後の方向性

地域社会の中で障がいのある人が個性を発揮し、地域で安心して普通に暮らせる社会（ノーマライゼーション）をめざし「美濃加茂市障がい福祉計画」（平成 21 年度～平成 23 年度）に基づき施策の推進に努めます。

- 市民の障がい者に対する理解の促進
- 生活環境の整備
- 自立と社会参加支援

5. 同和問題

(1) 現状と課題

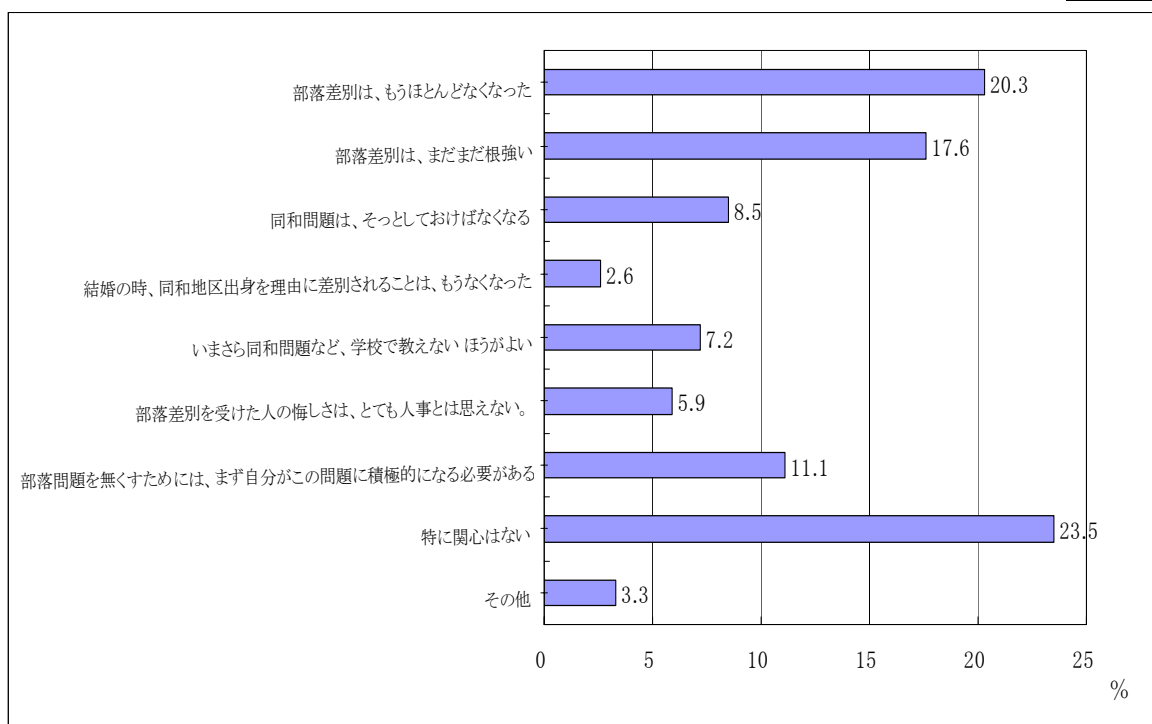
同和問題とは、社会の歴史的発展の過程で形づくりられた身分差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重要な人権問題です。

市では、人権同和教育、講演会、研修などの啓発活動をとおして差別意識の解消に努めてきました。しかし、市民意識調査 **資料7**によると、同和問題についての考え方について、「部落差別は、まだまだ根強い」17.6%となっており、日常生活の中で偏見や差別がなくなっている状況にあるとはいえません。

(2) 今後の方向性

本市においても、依然として差別意識は存在していると感じている人もいます。同和問題に関する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた普及・啓発活動に努めます。

■ 同和問題についての考え方（1つだけ）

資料7


平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

6. 外国人

(1) 現状と課題

経済や社会の国際化にともない、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、学校や職場だけでなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

平成2年の改正入管法の施行以降、本市の外国人登録者数は増加し、平成23年1月1日現在、約4,865人、人口の約8.8%を占めています。

外国人登録者の定住化が進む一方、外国人市民の多くは、地域との接点を持たないまま、母国と日本の習慣や文化のちがいに戸惑いながら暮らしています。

また、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などさまざまな人権問題が発生しているのが現状です。

本市では、多文化共生プランを策定し、通訳を配置し、行政手続に関する相談に応じられる体制や教育体制の充実・労働環境の整備などを行っています。異なる文化、習慣及び価値観に対し理解を深め、人権を尊重しあえる意識と、誰もが一市民として安心して暮らしていけるような住みやすい環境を整備し、国際化のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 今後の方向性

多様な文化を背景に持つ、国籍や民族などの異なる方々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築きながら、共に生きていける社会をめざし「美濃加茂市多文化共生推進プラン」（平成21年度～平成25年度）に基づき施策の推進に努めます。

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 人権尊重の意識づくり

7. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットには、特定の人との間で行われる通信、不特定多数の利用者に向けた情報発信、不特定多数の利用者の反復的な情報の受信などがあります。

インターネットや携帯電話の普及により私達の生活を便利にする一方、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載が行われ人権に関する様々な問題を引き起こしています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

市民意識調査 **資料8**でも、取り組みを強化すべき人権問題として、「高齢者」、「子ども」の問題に次いで3番目と高くなっています。

(2) 今後の方向性

インターネットによる人権侵害を防止するため、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解の普及・啓発に努めます

8. その他の人権問題

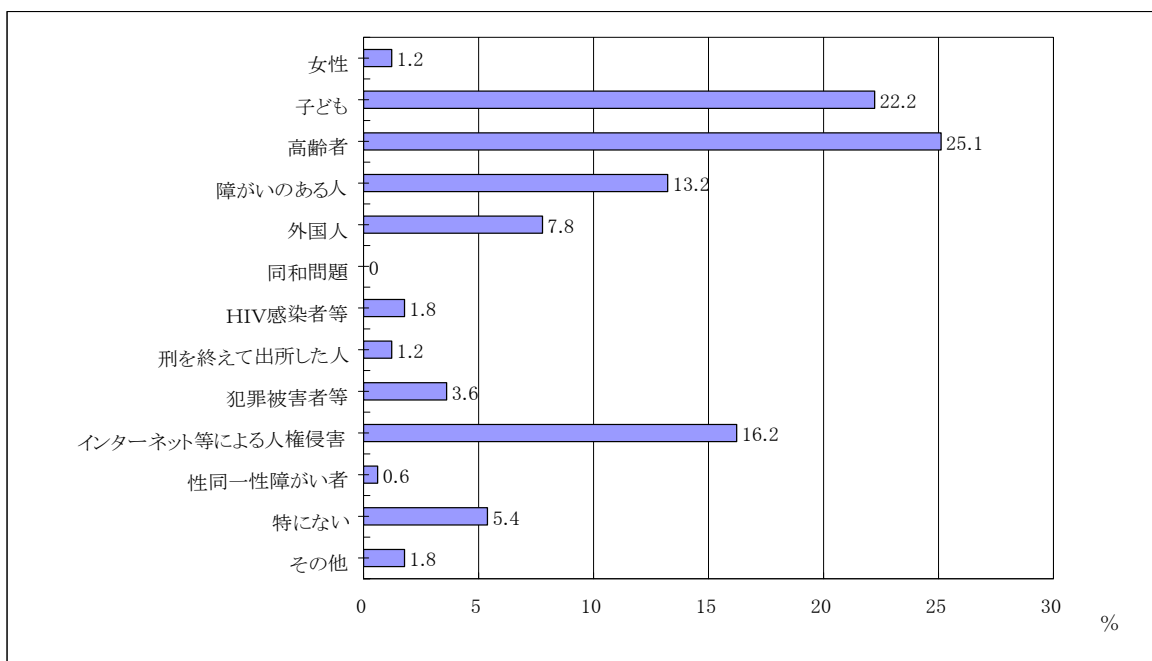
アイヌの人々、HIV感染者等、刑を終えて出所した人に対する偏見をなくすことなどの人権問題があります。

その他にも、犯罪の被害者及びその家族への人権侵害、ホームレスに対する偏見、性的指向を理由とする差別、性同一性障害を理由とする差別、拉致問題、人身取引の問題等があります。また、時代の変化とともに、様々な人権問題が発生することも考えられます。

今後も社会とともに暮らす、あらゆる人の人権に配慮し、それぞれの問題の解決に向け正しい知識の普及・啓発に努めます。

■取り組みを強化すべき人権問題（1つだけ）

資料8



平成 22 年 美濃加茂市人権に関する市民意識調査

第3章 市民・企業の協力

人権問題を解決するためには、行政だけの一方的な働きかけや取り組みだけではなく、市民や企業が、**国民の責務※7**として、「人権尊重」の理念について正しく理解を深め、自らの権利の行使に伴う責任を自覚し、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

1 市民

人は誰でも人権が尊重され、幸福に生きたいと願っています。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を認識し、日常生活のなかで人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることを求められています。

市民意識調査 **資料5**では、市民一人ひとりが人権を尊重し合うために心がけたり、行動することは「因習や誤った固定観念にとらわれない」が25.8%、「人権に対する正しい知識を身に付ける」が22.7%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重する」21.0%となっています。

2 企業

企業は、社会生活に大きな影響力をもっており、地域に貢献するという社会的責任を担っています。企業・民間団体等も、地域の一員であり、人権を大切にし、差別のない働きやすい職場づくりをするとともに、そこで働く人たちが地域活動やボランティア活動に参加しやすい職場づくりに取り組むことが求められています。

国民の責務※7

国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年11月制定）第6条で、国民の責務について「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」としています。

主な法律・計画

世界人権宣言（昭和 23 年採択） P1

国連総会において、市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めた国際的な人権宣言をいいます。採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

人権教育のための国連 10 年（平成 6 年決議） P1

「国連憲章」と「世界人権宣言」に込められた基本的で普遍的な原則に導かれ、「世界人権宣言」第 26 条が「教育は人間の人格の感性並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を指向する」と定めていることを再確認し、平成 6 年の国連総会において、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議された。

人権教育のための世界プログラム（平成 16 年採択） P1

「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、国連は、10 年間におよぶ各国の人権に関する取り組みの総括を踏まえて、平成 16 年 12 月 10 日の「世界人権デー」に人権のための国連 10 年のフォローアップとして、「人権教育のための世界プログラム」（第一段階）の実施を決議しました。

このプログラムは、3 年程度を期間とする 1 つの「段階」が終了するごとに異なる特定分野を定め、行動計画を策定し人権教育を展開する新たな世界計画です。

第一段階の行動計画では、平成 17 年から平成 19 年に「初等・中等学校制度における人権教育」が特定され、さらに 2 年間延長されました。その後、平成 22 年 1 月から平成 26 年末の 5 年間は第二段階とされ、「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点が置かれることになりました。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（平成 9 年策定） P1

国連による「人権教育のための国連 10 年」の決議を受け、国は、これに係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 7 年に内閣に設置された人権教育のための国連 10 年推進本部によって策定された。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年制定） P1

この法律は、社会的身分、人種、性別などによる差別を解消することが目的であり、人権教育等を国や自治体の責務として位置づけている。

美濃加茂市第 5 次総合計画（平成 22 年度～平成 31 年度） P1

美濃加茂市の目指すべき都市の基本理念や将来像を示しています。計画期間は、平成 22 年から 31 年まで。

美濃加茂人権啓発活動地域ネットワーク協議会（平成 13 年設置） P5

岐阜地方法務局美濃加茂支局が所管する地域に所在する人権啓発活動にかかわる機関等（岐阜地方法務局美濃加茂支局・美濃加茂市・可児市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町・美濃加茂人権擁護委員協議会が、相互に連携・協力し、各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的としたネットワーク）。

岐阜県人権同和教育基本方針（平成 14 年決定） P7

人権同和教育の推進について、学校教育と社会教育を 2 本の柱として、県民的課題として推進することの重要性を示している。平成 14 年 3 月に教育長決定された。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和 60 年批准） P10

（女子差別撤廃条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、昭和 54 年の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのための必要な措置が示されている。特に、社会及び課程における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であるとしている。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定） P10

男女共同参画社会を形成していくための基本的な方針・理念、国・地方公共団体・国民の責務及び施策の基本となることを定めた法律。

第 2 次みのかも男女共同参画基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度） P10

男女共同参画社会をめざして、美濃加茂市における男女共同参画社会の形成を促進する施策を総合的・計画的に推進するための計画。

児童福祉法（平成 16 年改定） P11

国及び地方公共団体の責務の改正や児童虐待防止対策などの充実・強化を図り、昭和 22 年以來の抜本的な改正がされた。

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年制定） P11

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が変化したことから、次世代育成支援に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。

国際人権規約（昭和 41 年採択） P11

（A 規約第 13 条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、世界人権宣言採択後 18 年間にわたって議論が重ねられ、昭和 41 年の第 21 回国連総会において採択され、日本は昭和 54 年批准しました。

この規約の締結国は、

- ・教育についてのすべての者の権利を認める。
- ・教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。
- ・教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

児童の権利に関する条約（平成元年批准） P11

（子どもの権利条約）

平成元年 11 月に国連総会で採択された、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約のことです。わが国は平成 6 年 4 月に締結しています。

外国人児童生徒教育基本方針（平成 21 年度策定） P11

多分化共生の視点に立ち、外国人児童生徒の自立、自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が人権を基盤とする共生社会の一員としての自覚をもち、主体的に考え行動できる力を育てるために策定。

美濃加茂市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）（平成 22 年度～平成 26 年度） P11

次世代育成支援対策推進法の施行を受けて策定した行動計画で、次代を担う子どもと子育て家庭の支援や人権が十分に保障される健全な環境づくりをめざしている。

高齢社会対策基本法（平成 7 年制定） P12

高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定められた法律。

美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度） P12

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、また在宅で自立した生活が維持できることを柱とした計画で、3 年毎に見直し更新している。

障害者基本法（昭和 45 年制定） P13

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記され、また都道府県及び市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務づけた。

美濃加茂市障がい福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度） P13

美濃加茂市障がい福祉計画は、平成 19 年 3 月に障害者基本法第 9 条による「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第 88 条による「市町村障害福祉計画」という 2 つの側面を持つ一体的な計画として発展的に策定された。

美濃加茂市多文化共生推進プラン（平成 21 年度～平成 23 年度） P15

多文化共生社会の実現に向けての施策を総合的・計画的に推進するための計画。